

政治經濟講演會講演集

スタイナー著

伊太利ファツシスト政治

組育一九三八年

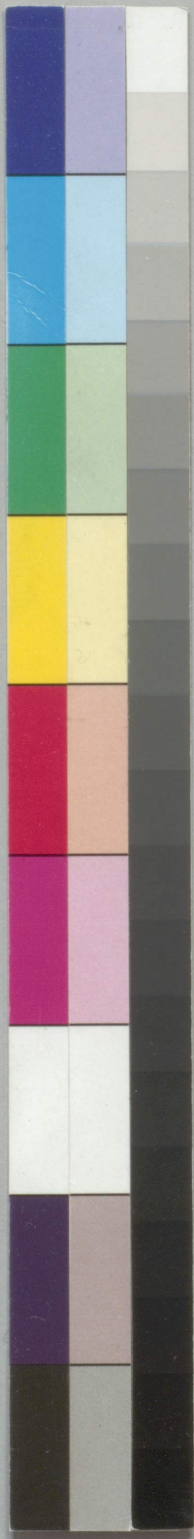
第九十二輯

昭和十三年

國政研究會

群馬県立図書館  
中島文庫

九



7199

注意事項

- 資料は大切に扱きましょう。
- 資料は転貸借はお断りします。
- 15日間の期限に必ず返して下さい。
- 資料を汚損または紛失した時は同一の資料又は相当代価を弁償していただきます。

群馬県立図書館  
前橋市日吉町一丁目14-8  
電話(0272)33008番

No. \_\_\_\_\_

111-10111

H. A. Steiner: Government in Fascist Italy.

M. 4. 1938

スタイナー著

伊太利ノファシスト政治

紐方マクドナルドヒル著一九三八年



第一章 現代伊太利の歴史、歴史の諸力

現代イタリヤの歴史の通例として、伊太利にも色々ファシズムの祭典がある。ファシズムは昔のローマ帝國再現を理想とするが、歴史を尊重するが、或る意味に於ては歴史を歪曲すと謂ふ積極性も有つて居る。

ファシズムの祭典は、  
 一、政権に對する  
 二、民衆の支持の象徴  
 三、冷靜に計画した水長宣傳

Phot. Ministry is Government in Italy 1932

1932

1932

Phot. Ministry is Government in Italy

Phot. Ministry is Government in Italy



一 フアフシヨレと結成した紀念日。之が一九  
 二二年十月政權獲得の降下は二千人のフアワ  
 シ (Fraci 黨員) を集めると到つた。  
 三月二十三日は結党紀念日である。精神の  
 紀念日である。  
 四月二十一日は  
 レムスとロムラスが  
 口トマの狼牙の乳  
 と吸つたと語られる日。  
 口トマ以来の紀念日。  
 4 ワソリルは口トマ帝國再建を理想とす  
 から、  
 始の祭典日を採甲してゐる。  
 一九二二

三北一八五...  
 一五...  
 四...  
 五...  
 六...  
 七...  
 八...  
 九...  
 十...  
 十一...  
 十二...  
 十三...  
 十四...  
 十五...  
 十六...  
 十七...  
 十八...  
 十九...  
 二十...

年以來任以ノ口を労働記念日として居る。  
 労働憲章は一九二七年四月二十一日を期して  
 公布された。(Fracta del Lavoro) 社会の實質  
 的記念日である。  
 五月九日、日  
 工午才也や合併記念日。(一九三六年五月九  
 日、アラスカ、アババ占領後四日)。  
 日本ト帝國第一基礎の成立を記念する。

労働記念日として居る。  
 労働憲章は一九二七年四月二十一日を期して  
 公布された。(Fracta del Lavoro) 社会の實質  
 的記念日である。  
 五月九日、日  
 工午才也や合併記念日。(一九三六年五月九  
 日、アラスカ、アババ占領後四日)。  
 日本ト帝國第一基礎の成立を記念する。

五月二十四日  
 世界大戰參加紀念日  
 同盟を破るは是れより破棄し此の如くありて  
 下の二つは之を、正統の如くにして  
 在り自由の節を採つた記念日とする。  
 (二) 秋の祭日  
 十月二十六日  
 口一ノ道軍記念日

五月二十六日  
 世界大戰參加紀念日  
 同盟を破るは是れより破棄し此の如くありて  
 下の二つは之を、正統の如くにして  
 在り自由の節を採つた記念日とする。  
 (二) 秋の祭日  
 十月二十六日  
 口一ノ道軍記念日









二 の 如 く	二 の 如 く	二 の 地 位 は	而 し て ム ツ ソ リ ニ	現 在 の 理 論 的 解 釋 係 に あ る。	一 つ の 理 論 的 解 釋 係 に あ る。	フ ア ツ レ シ ム ハ	フ ア ツ レ シ ム ハ	特 の 理 論 と し て 發 展 し た。	は 國 家 及 び 國 家 と 國 民 と の 関 係 に 關 する 獨	ム ツ ソ リ ニ の 指 導 の 下 に	フ ア ツ レ シ ム
カ ー ル ・ ス ト ル ク ス の 社 會 主義 に 對 し	ア リ ・ ス ト ル ク ス の 社 會 主義 に 對 し	格 も ル ツ ソ リ の 社 會 契約 論 に 對 し	の フ ア ツ レ シ ム に 對 し	の 日 本 の 同 様 に	の 日 本 の 同 様 に	民 主 主義 の 社 會 主義 に 對 し	民 主 主義 の 社 會 主義 に 對 し	民 主 主義 の 社 	民 主 主義 の 社 	民 主 主義 の 社 	民 主 主義 の 社 

國政研究會

*[Faint mirrored handwriting visible through the paper]*

伊太利、独逸、蘇聯其他の權力國家。極權を  
 研究する人は、之を學語圖が相類似する故に  
 極權を有することを強々感ずるにあらう。併  
 し其の外形が非常によく類似して居るに於て、  
 實質は全く異つて居るのがある。蘇聯に於け  
 る反資本主義と、伊太利に於ける資本主義  
 の特徴とは全く異つて居る。同様に伊太利の  
 一つの特徴は、<sup>極權</sup>極權のついでに、  
 其の民族規模に對する重負の置き方からして

20 x 10 國政研究會

11. 3005  
 10x20  
 11. 3005

當つて居る。同時に、精神的実在として、  
 我々の居る。我々の居る。我々の居る。  
 如き、~~我々の~~峻烈なを以て對立する。  
 併し、~~我々の~~アソレトト理論係が、~~我々の~~アソレスト  
 運脚の始から終々に造り上げられ、~~我々の~~アソレト  
 正、一九二一年八月二一日、~~我々の~~アソレト  
 ① ~~我々の~~アソレト *Michelle Branché* の書に於て、~~我々の~~アソレト  
 に、~~我々の~~アソレトの如き、~~我々の~~アソレト  
 から、~~我々の~~アソレトの如き、~~我々の~~アソレト  
 乙段より、~~我々の~~アソレトの如き、~~我々の~~アソレト

20 x 10

國政研究會

此の如き、~~我々の~~峻烈なを以て對立する。  
 併し、~~我々の~~アソレトト理論係が、~~我々の~~アソレスト  
 運脚の始から終々に造り上げられ、~~我々の~~アソレト  
 正、一九二一年八月二一日、~~我々の~~アソレト  
 ① ~~我々の~~アソレト *Michelle Branché* の書に於て、~~我々の~~アソレト  
 に、~~我々の~~アソレトの如き、~~我々の~~アソレト  
 から、~~我々の~~アソレトの如き、~~我々の~~アソレト  
 乙段より、~~我々の~~アソレトの如き、~~我々の~~アソレト

フアツシズムは結局フラトーカスマリネッ  
 テイ●ル至る全部に亘つて居る。フアツシズ  
 ムの理論を考ふる為めに、  
 創造的蓄積のありたるわけが、  
 しエのハ、  
 フレワード・ロワコセルヤオ・パ  
 ンツイオ  
 (Pierantoni, Gentile, Albrado Rocco, Sergio Panunzio)  
 等がある。

人字は政治的動物である。――マリストートル  
 賢良の政治を配

20 x 10

國政研究會

(Faint, illegible handwriting in a grid on the right page)





一 一九二九年三月十日 紀念日  
 日  
 現 在 水 瓦 國 家 と 諸 島 も 考 へ ら れ 且 つ 實  
 的 經 済 的 組 織 を 確 保 す 考 へ ら れ 且 つ 實  
 的 統 一 体 的 有 る 國 家 は 常 に 現 在 有 る 有  
 内 的 有 る 人 道 義 と 有 し 且 つ 特 に 特 殊  
 を 指 す 有 る 有 る 仁 心 の 短 命 命 也  
 越 越 し て 日 本 は 良 機 機 的 良 心 を 有 う 也  
 の 如 也 と 謂 う べ 居 る

20 x 10

國政研究会

一九二九年三月十日 紀念日  
 日  
 現 在 水 瓦 國 家 と 諸 島 も 考 へ ら れ 且 つ 實  
 的 經 済 的 組 織 を 確 保 す 考 へ ら れ 且 つ 實  
 的 統 一 体 的 有 る 國 家 は 常 に 現 在 有 る 有  
 内 的 有 る 人 道 義 と 有 し 且 つ 特 に 特 殊  
 を 指 す 有 る 有 る 仁 心 の 短 命 命 也  
 越 越 し て 日 本 は 良 機 機 的 良 心 を 有 う 也  
 の 如 也 と 謂 う べ 居 る

秋島が所を  
 才真の如き。但之の人  
 也が、人向のあり、人字の  
 目次之が、何故に人向の  
 現在、未來を避けての存  
 在を長く保たせしむるは  
 其の  
 才真の如き。但之の人  
 也が、人向のあり、人字の  
 目次之が、何故に人向の  
 現在、未來を避けての存  
 在を長く保たせしむるは  
 其の  
 フアウリストは國家の  
 科學的検査を以て  
 證明することの出来ぬ  
 ものがあるにても  
 國を代表する  
 理念は實在する。國  
 際法は女網

20 x 10

國政研究會

1911年4月15日  
 秋島が所を  
 才真の如き。但之の人  
 也が、人向のあり、人字の  
 目次之が、何故に人向の  
 現在、未來を避けての存  
 在を長く保たせしむるは  
 其の  
 フアウリストは國家の  
 科學的検査を以て  
 證明することの出来ぬ  
 ものがあるにても  
 國を代表する  
 理念は實在する。國  
 際法は女網

民	各	人	が	之	を	如	く	感	得	て	居	る	か	う	こ	そ	生	
其	乙	辰	の	如	と	説	く											
然	ら	ば	政	府	の	構	成	模	式	は	何	う	か	ア	ア	ワ	シ	
又	ト	加	其	の	政	權	の	永	久	性	を	論	じ	て	説	く	理	
如	何	う	か	の	か	ム	ツ	ソ	リ	一	ニ	は	國	家	の	權		
力	と	現	ん	政	府	を	執	る	も	の	權	力	と	同	一	視	す	
る	。	今	其	の	特	徴	を	考	へ	る	も	の	如	く	ん	か	。	
	(一)	政	党	を	せ	く	し	て	了	す	其	理	由	は	政	府	の	
權	力	の	相	對	立	す	る	政	府	の	野	心	の	野	心	の	政	府

20 x 10

國政研究會

*[Faint handwritten text in a grid format, likely bleed-through from the reverse side of the page.]*

意見の相違は、つて内部から割れず、  
 つては存する。口是心非を統一する様  
 向と同位である。政治様式を統一する  
 ことは、國事を統一化するより先である。  
 (二) 地方行政機構の改革は、その理論を地  
 域的に整理して、その統一である。  
 (三) 全体主義國家は、國內の凡そその力を支配  
 し、皆が水米を食ふと、謂ふ要理は、特に經  
 済部門に適用される。其の軍用標榜加給

政治的權力が

意見の相違は、つて内部から割れず、  
 つては存する。口是心非を統一する様  
 向と同位である。政治様式を統一する  
 ことは、國事を統一化するより先である。  
 (二) 地方行政機構の改革は、その理論を地  
 域的に整理して、その統一である。  
 (三) 全体主義國家は、國內の凡そその力を支配  
 し、皆が水米を食ふと、謂ふ要理は、特に經  
 済部門に適用される。其の軍用標榜加給

20 x 10

國政研究會

合制交である。能合制交は統制組織に於ける基本的、憲法的のものと有つて居る。

(四) 國家の強さと言物もその相関的のものとある。他の國の強さによつて定まるものがある。國力は経つて動的のものである。常力<sup>常</sup>の發展を求めその國は之である。そこを以つてシト伊太利に於て作差之軍備擴張の行はれ。侵略的外交政策を採り用し國際的善に極良他争奪戦を以てす。

20 × 10

國政研究會

極力... 國の強さ... 統制組織... 憲法的... 相関的... 動的... 侵略的... 外交政策... 争奪戦... 國際的善... 極良... 他争奪戦... 以てす。

(2) 國家の施設物は、アワレスト虎の地位は、次の現御から先水よ。アワレスト虎は、<sup>干</sup>良一選河川なるものあり。政治的知識と能力の最先鋒であり、國尔の脊髓とす。心き人々の一隊である。

(六) 法律は國家の乗物である。國尔と親水と協紳は存在しない。分派とか新派とか言ふものも皆然し。一つの方向にだけ進む人々も、協紳の運用は抽象的の正意の觀念よりなる。

20 × 10

國政研究會

*[Faint, illegible handwriting in a grid on the right page]*

Paternal Responsibility

と主張する。

のありの如くを標榜し、父権的國家の責任

を、<sup>善治</sup>を以てし、*Princ. Democracy* と

するが如く、之に伸ぶる責任を以てするに

と、*Princ. Democracy* が最高権を有するに

能く、*Princ. Democracy* は、*Princ. Democracy* に

と、*Princ. Democracy* が最高権を有するに

能く、*Princ. Democracy* は、*Princ. Democracy* に

に依るが如く、*Princ. Democracy* の必要によりて

20 × 10

國政研究会

フアワリスト當局は世論其の取柄持続の爲  
 めに其の建設的成果と、社厚不安の除去  
 如必要切あると謂ふことを知つて居る。従つ  
 て、社厚保障制を、衛生、<sup>主事官の統</sup>失業対策等  
 として、同列の制創を設けられ居る。  
 工民大衆は、その要給果を著し、小切り居り、  
 非協働的生涯に對して反對せぬものあり、  
 之、フアワリスト以下の生活標準（即ち補償生  
 活）から、以て、より低下し、七也、<sup>所</sup>見ら  
 ず、小切り。

20 x 10

國政研究会

21  
 22  
 23  
 24  
 25  
 26  
 27  
 28  
 29  
 30  
 31  
 32  
 33  
 34  
 35  
 36  
 37  
 38  
 39  
 40  
 41  
 42  
 43  
 44  
 45  
 46  
 47  
 48  
 49  
 50  
 51  
 52  
 53  
 54  
 55  
 56  
 57  
 58  
 59  
 60  
 61  
 62  
 63  
 64  
 65  
 66  
 67  
 68  
 69  
 70  
 71  
 72  
 73  
 74  
 75  
 76  
 77  
 78  
 79  
 80  
 81  
 82  
 83  
 84  
 85  
 86  
 87  
 88  
 89  
 90  
 91  
 92  
 93  
 94  
 95  
 96  
 97  
 98  
 99  
 100



更に注目すべきことは、  
 一、自身の大衆の中から出て、  
 二、自身の大衆の中から出て、  
 三、自身の大衆の中から出て、  
 四、自身の大衆の中から出て、  
 五、自身の大衆の中から出て、  
 六、自身の大衆の中から出て、  
 七、自身の大衆の中から出て、  
 八、自身の大衆の中から出て、  
 九、自身の大衆の中から出て、  
 十、自身の大衆の中から出て、  
 十一、自身の大衆の中から出て、  
 十二、自身の大衆の中から出て、  
 十三、自身の大衆の中から出て、  
 十四、自身の大衆の中から出て、  
 十五、自身の大衆の中から出て、  
 十六、自身の大衆の中から出て、  
 十七、自身の大衆の中から出て、  
 十八、自身の大衆の中から出て、  
 十九、自身の大衆の中から出て、  
 二十、自身の大衆の中から出て、

20 x 10 國政研究會

更に注目すべきことは、  
 一、自身の大衆の中から出て、  
 二、自身の大衆の中から出て、  
 三、自身の大衆の中から出て、  
 四、自身の大衆の中から出て、  
 五、自身の大衆の中から出て、  
 六、自身の大衆の中から出て、  
 七、自身の大衆の中から出て、  
 八、自身の大衆の中から出て、  
 九、自身の大衆の中から出て、  
 十、自身の大衆の中から出て、  
 十一、自身の大衆の中から出て、  
 十二、自身の大衆の中から出て、  
 十三、自身の大衆の中から出て、  
 十四、自身の大衆の中から出て、  
 十五、自身の大衆の中から出て、  
 十六、自身の大衆の中から出て、  
 十七、自身の大衆の中から出て、  
 十八、自身の大衆の中から出て、  
 十九、自身の大衆の中から出て、  
 二十、自身の大衆の中から出て、





一、 組織は階級的組織である。  
 二、 党員は非宗教的である。  
 三、 政治的行動は各階級の利益と一致して行われ、

一、 党の権威と畏れとを底とする。  
 二、 党の組織は階級的組織である。  
 三、 党員は非宗教的である。

一、 党の組織は階級的組織である。  
 二、 党員は非宗教的である。  
 三、 政治的行動は各階級の利益と一致して行われ、

（例示に奉化する。）

一、 党の組織は階級的組織である。  
 二、 党員は非宗教的である。  
 三、 政治的行動は各階級の利益と一致して行われ、

四、 権能は國權の方向にある。  
 邦にアソシエイト黨は政黨と見し、其は  
 昔く、 國權の現象の一種用であると思ふべき  
 である。  
 それでは黨と國家は如何に結合して居るか。  
 其の程度は到極十午ス黨の独逸に於ける如  
 き比のほたない。 其の最高潮に達したるは一  
 九三七年一月十一日の勅令であつた。 之に  
 入り、 黨の書記長は國體大元帥の資格を

20 x 10

國政研究會

五、 権能は國權の方向にある。  
 邦にアソシエイト黨は政黨と見し、其は  
 昔く、 國權の現象の一種用であると思ふべき  
 である。  
 それでは黨と國家は如何に結合して居るか。  
 其の程度は到極十午ス黨の独逸に於ける如  
 き比のほたない。 其の最高潮に達したるは一  
 九三七年一月十一日の勅令であつた。 之に  
 入り、 黨の書記長は國體大元帥の資格を

徴を指すものとなりては、其の他次の如き特  
 徴がある。  
 一 壹は形式的に國庫の様相である。  
 二 一九三二年十一月十七日の現貨規程、  
 勅令によるもの、即ち法條によるては  
 存在するものとなりては、  
 三 其の他 即ちインフレーションに  
 對する 其の他 査給費、大評  
 議會等が 關係するもの、國庫の様相に入り  
 止む。

20 × 10

國政研究會

此の他 次の如き特  
 徴がある。  
 一 壹は形式的に國庫の様相である。  
 二 一九三二年十一月十七日の現貨規程、  
 勅令によるもの、即ち法條によるては  
 存在するものとなりては、  
 三 其の他 即ちインフレーションに  
 對する 其の他 査給費、大評  
 議會等が 關係するもの、國庫の様相に入り  
 止む。

四 費用は地方行政中では必ず由一定の党費  
 に入ることに定められた。  
 各国会委員も、  
 地方財政委員も、  
 地方財政委員中では党代表を加へる。  
 又逆に国庫採用の代表者が党組織の中  
 に入る。例へば大評議会は、大凡の参加  
 者、  
 党の会内指導部には内務省、  
 省大凡の地裁者が参加する。  
 大 司組織にも党役員が参加する。

20 x 10

國政研究会

(Faint handwritten text in a grid format, likely bleed-through from the reverse side of the page.)





一 党員の内容  
 二 権限の範囲  
 三 党員の選定  
 四 党員の教育  
 五 党員の生活  
 六 党員の福利  
 七 党員の紀律  
 八 党員の責任  
 九 党員の権威  
 十 党員の威信  
 十一 党員の信用  
 十二 党員の名誉  
 十三 党員の地位  
 十四 党員の利益  
 十五 党員の幸福  
 十六 党員の健康  
 十七 党員の安全  
 十八 党員の自由  
 十九 党員の平等  
 二十 党員の正義  
 二十一 党員の誠實  
 二十二 党員の勇敢  
 二十三 党員の忍耐  
 二十四 党員の謙遜  
 二十五 党員の勤儉  
 二十六 党員の克己  
 二十七 党員の節制  
 二十八 党員の禮儀  
 二十九 党員の風俗  
 三十 党員の習慣

一 党員の内容  
 二 権限の範囲  
 三 党員の選定  
 四 党員の教育  
 五 党員の生活  
 六 党員の福利  
 七 党員の紀律  
 八 党員の責任  
 九 党員の権威  
 十 党員の威信  
 十一 党員の信用  
 十二 党員の名誉  
 十三 党員の地位  
 十四 党員の利益  
 十五 党員の幸福  
 十六 党員の健康  
 十七 党員の安全  
 十八 党員の自由  
 十九 党員の平等  
 二十 党員の正義  
 二十一 党員の誠實  
 二十二 党員の勇敢  
 二十三 党員の忍耐  
 二十四 党員の謙遜  
 二十五 党員の勤儉  
 二十六 党員の克己  
 二十七 党員の節制  
 二十八 党員の禮儀  
 二十九 党員の風俗  
 三十 党員の習慣

第五卷 フォンシスト党の地方の構成 (略)

党の加入者を示しである。

この大綱は、...

1. ...

2. ...

3. ...

4. ...

5. ...

6. ...

7. ...

8. ...

9. ...

10. ...

ト党大評議局が四百名を選定し、以の名簿を  
 追加して一四名とし、以の中よりアアの下  
 し、更に二十名の名簿を以て、以より二三名の  
 下院は、十三の部左關係より同數の候補者と選出  
 する。又、大方、略、合評、八百名。

第六章ト、立憲行政機構  
 上院は従来から現在に至る迄下院より自派  
 下院は選挙と常に可決して居る。即ち伊太利  
 亞の如く選挙から第一選挙區と同一派のより  
 出、

20 x 10 國政研究會

The wife of ...  
 The ...

對する 閣下の 國民投票を 行ふ。 之は 往來を 々々  
 持手に 都率を 以て 之。  
 最近 新選挙法 上の 下の 院議 止が 決定せしむ  
 也。  
 之は 孫藝也 られ ぬ事 には 存い。  
 一九三四年に 選出せしむ 水長 第二九 議事 加  
 衆議院 上の 最後の もの ありと 謂ふ ことは、  
 既に 色々 の様手に 此の かに され 居つた の あり  
 とも なくとも 多少の 変更 修訂 あり けし けし けし けし

20 x 10

國政研究會

十何年... (Faint handwritten text, mostly illegible due to fading)



底。  
 即ち、可余は量に組合評議会を以て、  
 の秩序に於て、其係全却的に下院に取つ  
 て代りせよとの最もよいと謂つたが、  
 新修法の提議の内容も多少修訂あり。  
 今の修正案は之を確定する。下院議決と配  
 合評議会評議会とを了には自體するもの  
 である。従つて下院の提議は甚だしく  
 好む。是れの下院は特許組合座口大厚也  
 以て代りしとすることにする。

20 x 10

國政研究會

底。  
 即ち、可余は量に組合評議会を以て、  
 の秩序に於て、其係全却的に下院に取つ  
 て代りせよとの最もよいと謂つたが、  
 新修法の提議の内容も多少修訂あり。  
 今の修正案は之を確定する。下院議決と配  
 合評議会評議会とを了には自體するもの  
 である。従つて下院の提議は甚だしく  
 好む。是れの下院は特許組合座口大厚也  
 以て代りしとすることにする。

<p>書記長</p>	<p>下院議長</p>	<p>スタラー Starr</p>	<p>4アノ C. L. Starr</p>
<p>新しい代表者の選挙方法、その目的、              其の結果、規則、権能、権限、性質、等              理論的技術的性質の問題ありから、党最              高機関として大評議会で研究する事              於此、              一九三六年十一月十日大評議會              は五名の委員を任命して、其の委員内              容を研究せしめ、報告は、</p>			

20 x 10

國政研究会

Faint bleed-through text from the reverse side of the page, including the words "代表者" (representatives) and "選挙" (election).









第十卷、結論——量り難き伊アツシスト  
 アツシスト政権は既に既成の事実となつ  
 た。従つて革命的、開平の要素は皆なくあり、  
 定む希望するやうになつて居る。  
 同時に又アツシストは最初の十年間に於  
 ては極めて伊太利的であつたが、次第に國際  
 性を帯びて來て居る。二十世紀はアツシス  
 ト及び英露主義と云ふやうなところの圍ひの時  
 代である。然るに英露主義は最初は國際性  
 商人の成長が、漸次露西亞の御になつて來た。

20 x 10

國政研究會

Blank grid area for additional notes or a second page of text.





Committee of Co-ordinating

盟の成立を豫想して居る。

し、現在が國際聯盟、國際労働局に代わると

國際協同總會委員の成立

此の運動を開始して、一九三四年は重要な年

である。即ち此の運動の委員會が、同年十二

月十六、十七、両日に互に、モントルーに於て

開催され、

此の會議の結果、互にの様態として總會委

員會が設置され、引続き、ハルビン、アムス

20 x 10

國政研究會

*[Faint ghosting of text from the reverse side of the page is visible through the paper.]*



には格大して居る。而してフアウシストは、ア  
 マリカのニエーテイル。ウケライチのコー  
 ウンケシツの國民革命なるウインチ部畫（一九  
 二九年）等、口書體のフアウシストの徴候に深  
 甚の注意を拂つて居る。  
 亞羅巴を、ヒレチー山脈と白海と連心線と  
 結ぶと、其の西側はオカシキリシ一國、東側は  
 有。併し今や其の維持のためには、伊蘭並等  
 は人民戦線を支持した。フアウシストは、  
 つまは、その水丈けをフランスと共産主義者  
 國家

20 × 10

國政研究會

(Faint, illegible handwriting in a grid on the right page)



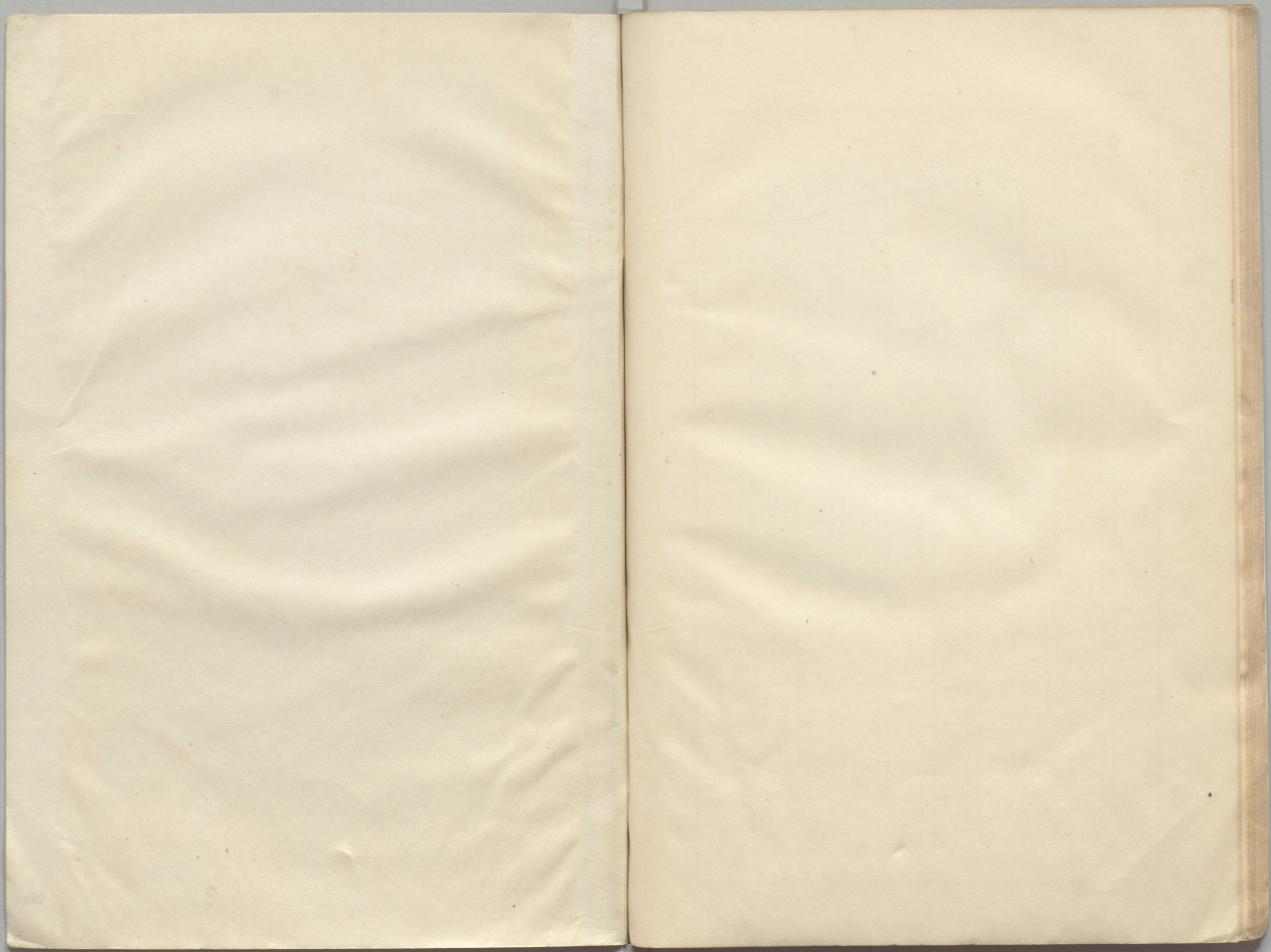


である。これら二つの問題は、  
 経済の両世界に立る危  
 険な半理論的・道徳的秩序に  
 よつて、其の存在を中  
 とし、再編成しやうと試み  
 らるべきである。

である。これら二つの問題は、  
 経済の両世界に立る危  
 険な半理論的・道徳的秩序に  
 よつて、其の存在を中  
 とし、再編成しやうと試み  
 らるべきである。

之に對して 初エケルコトは、  
 互に己の  
 存在理由を認識し進んでゆく  
 事である。  
 初エケルコトは、  
 アアフシケル  
 の経験に依り、  
 如何にして 白人の自由と、  
 此等問題解決とを  
 調和せしむるか、と謂ふこと。  
 何の初エケルコト  
 の中に於ける強者の  
 支配と、  
 アアフシケル  
 事との  
 絶對齟齬とは、  
 概念の相違にあると同時に、  
 絶對的な  
 齟齬なきことを  
 求めて居る事である。

之に對して 初エケルコトは、  
 互に己の  
 存在理由を認識し進んでゆく  
 事である。  
 初エケルコトは、  
 アアフシケル  
 の経験に依り、  
 如何にして 白人の自由と、  
 此等問題解決とを  
 調和せしむるか、と謂ふこと。  
 何の初エケルコト  
 の中に於ける強者の  
 支配と、  
 アアフシケル  
 事との  
 絶對齟齬とは、  
 概念の相違にあると同時に、  
 絶對的な  
 齟齬なきことを  
 求めて居る事である。



群馬県立図書館



0707199-6